

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

◇規 規 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(住宅課)

◇告 示 身体障害者福祉法による医師の指定(障害福祉課)

青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)

県営土地改良事業計画の決定(二件)(農村整備課)

保安林の指定の解除予定(森林保全課)

公有水面の埋立ての免許(漁港課)

◇公 告 自衛官の募集(消防防災課)

◇雑 報 危険物取扱者試験の実施( )

公布された規則のあらまし

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一 増設した県営住宅の家賃を次のとおり定めることとした。(別表関係)

団地名	種 別	住戸番号	戸数	一月の家賃額
成美団地	第二種県営住宅	三〇号から三三号までの住宅	四	二〇、〇〇〇円

二 建替えを実施した県営住宅の家賃を次のとおり変更することとした。(別表関係)

団地名	種 別	住戸番号	戸数	家 賃	
				現 行	改 正 後
栄第一団地	第二種県営住宅	一五号及び一六号の住宅	二	四、七〇〇円	二〇、〇〇〇円
浜の上第一団地	第二種県営住宅	五号から一〇号までの住宅	六	八、四〇〇円 八、九〇〇円	一九、八〇〇円

三 この規則は、平成八年五月一日から施行することとした。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年四月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県規則第三十九号**

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表栄第一団地の項中

栄第一 団地	第一種県 営住宅	一号から八号までの住宅	八	四、七〇〇円
	〃	九号から一四号までの住宅	六	二〇、〇〇〇円

を

栄第一 団地	第二種県 営住宅		八	二〇、〇〇〇円
	〃			

に

改め、同表成美団地の項中

〃	二六号から二九号まで及び三四号から三七号までの住宅	八	二〇、〇〇〇円
	〃		

を

〃	二六号から三七号までの住宅	一二	二〇、〇〇〇円
	〃		

に

改め、同表浜の上第一団地の項中

浜の上 第一団 地	第二種県 営住宅	〃	一号から四号まで及び一七号から二二号までの住宅	一〇	一九、八〇〇円
		〃	五号から一一号までの住宅	七	八、四〇〇円
		〃	一二号から一六号までの住宅	五	八、九〇〇円

を

浜の上 第一団 地	第二種県 営住宅			一六	一九、八〇〇円

に

改める。

**附 則**

この規則は、平成八年五月一日から施行する。

**告 示**

**鳥取県告示第二百九十八号**

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成六年三月鳥取県規則第十七号）第三条の規定により、次のとおり告示する。

平成八年四月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

小児科	脳神経	〃	〃	〃	整形外科	神経内科	脳神経外科	〃	〃	耳鼻咽喉科	眼科	診療科目
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	肢体不自由	〃	〃	障害 聴覚、平衡機能障 害及び音声、言 語、そしゃく機能 障害	視覚障害	診断に係る 障害の範囲
赤星 新二郎	永島 英樹	縄田 耕二	岡野 徹	庄司 公平	北野 あゆみ	稲垣 裕敬	橋本 好充	榎本 卓朗	松尾 聡	濱本 順次	氏名	
〃	〃	〃	鳥取大学医学部附属病院	米子市西町三六一一 高島病院	米子市西町六 渡部病院	鳥取市東町三丁目三〇七 鳥取県立中央病院	鳥取市江津七三〇 鳥取県立中央病院	〃	〃	〃	鳥取大学医学部附属病院	勤務先

〃	〃	外科	〃	〃	〃	内科	小児科	〃	循環器科	神経内科	脳神経科	小児科
機能障害	ぼうこう又は直腸 機能障害及び小腸	直腸機能障害	ぼうこう又は じん臓機能障害	〃	〃	呼吸器機能障害	〃	〃	心臓機能障害	〃	肢体不自由	前垣 義弘
浜副 隆一	丸山 茂樹	若月 俊郎	木村 信行	大賀 秀樹	富田 桂公	小浜 美昭	辻 靖博	高畑 統臣	吉田 泰之	久野 宣年	鳥取大学医学部附属病院	米子市西町三六一一
博愛病院	米子市西三柳一八八〇	境港市米川町四四 境港総合病院	米子市皆生新田一八八一 山陰労災病院	鳥取市末広温泉町二五二 鳥取生協病院	境港市米川町四四 境港総合病院	鳥取市江津七三〇 鳥取県立中央病院	鳥取市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院	鳥取市立病院	鳥取市江津七三〇 鳥取県立中央病院	鳥取市健康保険大山口診療所 大山町国民健康保険大山口診療所	西伯郡大山町国信五五〇一一	米子市西町三六一一

神経内科 消化器科 循環器科	内科、循環器科、胃腸器科、呼吸器科、理学療法科、小児科	外科	内科	神経内科	〃	内科
器機能障害 機能障害及び呼吸器機能障害	平衡機能障害、音声、言語機能障害、肢体不自由、心臓機能障害、じん臓機能障害、じん臓機能障害及び小腸機能障害	能障害 能障害及び小腸機能障害	心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害及び小腸機能障害	体不自由 心臓機能障害、じん臓機能障害及び呼吸器機能障害	平衡機能障害、言語機能障害、そしゃく機能障害及び肢体不自由	呼吸器機能障害及びじん臓機能障害 じん臓機能障害及び小腸機能障害
竹内佑吉	野口俊之	梅田整一	谷口昌弘	新田辰雄	金藤英二	鳥飼高嗣
鳥取市新町二二二 竹内クリニック	米子市角盤町四丁目五 野口内科クリニック	米子市西町六 高島病院	鳥取市南町四二五 谷口病院	〃	倉吉市東昭和町一五〇 鳥取県立厚生病院	倉吉市瀬崎町二七二四一 野島病院

鳥取県告示第二百九十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十九条の二第一項の規定に基づき、更生医療を担当させる医療機関を指定したので、身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）第十三条の四の規定により、次のとおり告示する。

平成八年四月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	所在地	所在地	指定年月日
医療法人 清和会	倉吉市上井 三〇二一	倉吉市上井 三〇一	平成八年四月一日
老人訪問看護ステーション ヨンせいわ	〃	〃	〃

鳥取県告示第三百号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成八年四月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定番号	種 別	図 書 類		
		題 名 及 び 号 数	発行記号等	表示された発行所名
5505	雑誌その他の刊行物	危 険 な 魅 力	ISBN-06-2532-BEH-05	エコーポレーション
5506	〃	日本ミニスカ倶楽部 VOL6 熱烈投稿12月号増刊	雑誌コード 07262-12	株式会社 コアマガジン
5507	〃	BanBan ハイ ス ク ー ル スーパー写真塾12月号増刊	雑誌コード 15432-12	株式会社 コアマガジン
5508	〃	ア ッ プ ル 通 信	雑誌 01559-12	三和出版社
5509	〃	お 元 気 ギ ャ ル 漫画エロトラブ1月号増刊	雑誌 18324-1/25	株式会社 着 竜 社
5510	〃	さ く ら ん ぼ 通 信	雑誌 14013-12	株式会社 大洋書房
5511	〃	G a l s D e e	雑誌 02993-12	株式会社 ダイアプレス
5512	〃	Z e p p i n	雑誌コード 14443-11	株式会社 ダイアプレス
5513	〃	ナ ン パ 天 国 VOL3 UPI12月号増刊	雑誌 11576-12	株式会社 ダイアプレス
5514	〃	好 き に し て	不	株式会社 トリム
5515	〃	カ メ ラ 天 国 2 月 号 コミックボーイ2月増刊号	雑誌 13724-2	株式会社 日本出版社

5516	雑誌その他の刊行物	ラ ッ キ ー レ デ ィ	S - 0 5 2	ハーボールド イギヤルズカンパニー
5517	〃	手 荒 の 好 き な 女 で す	N o . 6 7	北陽出版
5518	〃	好 き に 食 べ て	N o . 9 3	北陽出版
5519	〃	真 性 痴 女 の 喘 ぎ	N o . 9 4	北陽出版
5520	〃	劇 画 コ マ ン ド ー	雑誌 13625-5	黒田出版社
5521	〃	漫 画 ス ト ロ ン グ	雑誌 03693-4	株式会社 笠倉出版社
5522	〃	漫 画 絶 対 M A N - Z O K U	雑誌 08937-5	株式会社 笠倉出版社
5523	〃	漫 画 ユ ー ト ピ ア	雑誌 08317-5	株式会社 笠倉出版社
5524	〃	漫 画 ラ ブ ト ピ ア スペシャル	雑誌 18349-5	株式会社 着 竜 社
5525	録画テープ	お 嬢 様 女 教 師 2	G - 1 0	G O L D 画

鳥取県告示第三四一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業(中山間地域総合整備事業泊地区農道整備、農業用排水、区画整理及び客土)に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年四月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成八年四月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

泊村役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第三百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（担い手育成基盤整備事業美用地区農業用排水、区画整理、農道整備及び暗きょ排水）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年四月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成八年四月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第三百三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年四月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字東上字奥山一八八五の五九、一八八五の六〇、一八八五の六一から一八八五の六八まで、字牛子山一三六七の三、一三六八の三

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

送電施設用地とするため

二 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町畑池字大堤一六七一の二

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

送電施設用地とするため

鳥取県告示第三百四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成八年四月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 免許の日

平成八年四月十六日

二 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

網代漁港管理者

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

三 埋立区域

(一) 位置

岩美郡岩美町大字網代四一八の地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から6の地点までを順次に直線で結んだ線及び6の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 網代漁港南防波堤灯台（北緯三五度三四分四八秒、東経一三四度一七

分三七秒）から一二六度四三分二秒、一一〇・〇〇メートルの地点

2の地点 1の地点から一七六度三五分二四秒、七・八〇メートルの地点

3の地点 2の地点から八六度三〇分三六秒、一〇九・七〇メートルの地点

4の地点 3の地点から三五六度〇六分三六秒、七・八〇メートルの地点

5の地点 4の地点から二六六度四九分四八秒、二四・九〇メートルの地点

6の地点 5の地点から二六四度四七分二四秒、一四・四〇メートルの地点

(三) 面積

八五二・一五平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

岩美郡岩美町大字網代四一八の地先公有水面

(二) 区域

次のアの地点からカの地点までを順次に直線で結んだ線及びカの地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 網代漁港南防波堤灯台（北緯三五度三四分四八秒、東経一三四度一七

分三七秒）から一四三度一三分二秒、五四・四〇メートルの地点

イの地点 アの地点から一七一度〇七分二秒、八〇・八〇メートルの地点

ウの地点 イの地点から八二度二分三六秒、一五八・二〇メートルの地点

エの地点 ウの地点から三五七度〇一分二秒、四七・二〇メートルの地点

オの地点 エの地点から二六六度三六分三六秒、一〇九・〇〇メートルの地点

カの地点 オの地点から三三一度三九分三六秒、二三・八〇メートルの地点

(三) 面積

九、六七〇・七五平方メートル

五 埋立地の用途

漁港施設用地

鳥取県告示第三百五号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成八年四月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 基本測量(国土調査及び確定測量に伴う基準点測量)

二 作業期間 平成八年五月十六日から同年十一月一日まで

三 作業地域 米子市並びに八頭郡河原町及び八束町、東伯郡三朝町及び関金町、西伯郡淀江町並びに日野郡日南町、江府町及び溝口町

**鳥取県告示第三百六号**

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成八年四月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 基本測量(GPS観測局設置)

二 作業地域 鳥取県内全域

三 終了年月日 平成八年三月三十日

**地方労働委員会告示**

**鳥取県地方労働委員会告示第二号**

労働委員会規則(昭和二十四年中央労働委員会規則第一号)第六十八条第一項の規定により、鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、履歴等を次のとおり告示する。

平成八年四月二十三日

鳥取県地方労働委員会会長 勝 部 可 盛



氏名	生年月日	住 所	職 業	電 話 番 号	経 験 及 び 閲 歴	委 託 年 月 日
山田 修平	昭二〇・七・三〇	東伯郡東郷町大字松崎五九二一三三	鳥取女子短期大学教授 鳥取県地方労働委員会委員	短期大学 （〇八五八）二六一一八一 自宅 （〇八五八）三二一三〇五	鳥取女子短期大学助教	平七・三・二七
内田 良弘	昭九・六・二四	鳥取市湯所町一丁目三八四一二	鳥取県赤十字血液センター事務部長	血液センター （〇八五七）二四一八一〇 自宅 （〇八五七）二三一六二三	鳥取県地方労働委員会事務局長	〃
直野 喜光	昭九・一・二二	米子市加茂町一丁目二二	弁護士	事務所・自宅 （〇八五九）三三二七二四三		平七・四・二七
田村 康明	昭九・一・一六	鳥取市卯垣四丁目二二九	弁護士 鳥取県地方労働委員会委員	事務所 （〇八五七）二四一九四五八		〃
勝部 可盛	昭八・二・二四	米子市上福原一四五九一六	弁護士 鳥取県地方労働委員会委員（会長）	事務所 （〇八五九）三三二四〇六七		平七・三・二七
森本 和雄	昭二・一・三一	岩美郡国府町奥谷一丁目一〇二	鳥取地方裁判所民事調停委員 鳥取家庭裁判所家事調停委員	自宅 （〇八五七）二二一六七五五	鳥取県地方労働委員会事務局長	平七・四・二七
森田吉次郎	大一一・八・一五	鳥取市元大工町四	鳥取県地方労働委員会委員（会長代理）	自宅 （〇八五七）二二一四九〇九	鳥取県代表監査委員	平七・三・二七
坪倉 徹夫	大一一・一〇・一五	米子市博労町四丁目三四二一五		自宅 （〇八五九）三三二八二五一	米子市助役	平七・四・二七

坂口千加広	昭二〇・九・二七	米子市米原一丁目一―四 六―三〇九	公認会計士 税理士 鳥取県地方労働委員会委員	事務所 (〇八五九) 三三―七四八一 自宅 (〇八五九) 二二―八〇〇一		
森岡正太郎	昭二三・七・六	鳥取市浜坂三丁目六―三五	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長 ゼンセン同盟鳥取県支部長 鳥取県地方労働委員会委員	組合 (〇八五七) 二九―三四六 自宅 (〇八五七) 二二―四〇三八	ゼンセン同盟広島県支部長	〃
山田 篤	昭二四・一・二六	鳥取市浜坂五丁目四―二〇	鳥取県高等学校教職員組合執行委員長	組合 (〇八五七) 二三―四八一 自宅 (〇八五七) 二三―七八一一	鳥取県高等学校教職員組合執行委員 鳥取県地方労働委員会委員	平七・四・二七
谷口 勝彦	昭二四・七・四	鳥取市片原一丁目一―五	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長 全国電気通信労働組合鳥取県支部執行委員長 鳥取県地方労働委員会委員	組合 (〇八五七) 二三―四一〇〇 自宅 (〇八五七) 二九―六六九六	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長 全国電気通信労働組合鳥取県支部米子分会執行委員長	〃
広藤 強	昭二四・九・六	鳥取市吉方一八三	日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長 鳥取県地方労働委員会委員	組合 (〇八五七) 二六―六六〇五 自宅 (〇八五七) 二三―四二五〇	日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長代行 全通信労働組合鳥取地区本部委員長	平七・三・二七
石田 喜昭	昭二五・二・二〇	米子市石井一―一七	日本労働組合総連合会鳥取県連合会事務局 長	組合 (〇八五七) 二六―六六〇五 自宅 (〇八五九) 二六―一六二五	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長 私鉄中国地方労働組合日ノ丸自動車支部執行委員長	平七・四・二七
山本 明敏	昭一九・一・二二	八頭郡八束町大字日田六三 三一―	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長 全通信労働組合鳥取地区本部執行委員長	組合 (〇八五七) 二六―三三〇一 自宅 (〇八五八) 八四―二六一	全通信労働組合鳥取地区本部書記長	平七・四・二七
大木戸武敏	昭二二・四・二六	鳥取市立川町六丁目五三四	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長 鳥取三洋電機労働組合中央執行委員長 鳥取県地方労働委員会委員	組合 (〇八五七) 二三―三三四〇 自宅 (〇八五七) 二六―四四二四	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長 鳥取県中立組合連絡協議会議長 鳥取三洋電機労働組合中央執行委員長	平七・三・二七

永瀬 正治	河田 賢一	太田 雄三	高田勝之助	山住 省二	西谷 昇	河越 庄市	笠見 猛
昭一〇・六・一〇	昭八・一〇・一九	昭八・八・一五	昭四・一一・五	昭二・一・二〇	大一二・四・一五	大一二・二・一	昭二五・八・二三
米子市宗像四五―一九	倉吉市住吉町九八	鳥取市吉成六七―一一	鳥取市桜谷六〇三	八頭郡用瀬町大字用瀬四八八	倉吉市越殿町一四〇五―三三	米子市旗ヶ崎九丁目一―二四	倉吉市中野二二四
鳥取県経営者協会常任理事 米子商工会議所副会頭 永瀬石油株式会社取締役社長 鳥取県地方労働委員会委員	鳥取県経営者協会副会長、中部支部長 株式会社河田組取締役社長 鳥取県地方労働委員会委員	株式会社鳥取銀行監査役	鳥取県経営者協会専務理事 鳥取県地方労働委員会委員	鳥取商工会議所専務理事	鳥取県経営者協会常任理事 西谷技術コンサルタント株式会社取締役社長	鳥取県経営者協会副会長、西部支部長 寿製菓株式会社取締役会長 鳥取県地方労働委員会委員	全日本自治団体労働組合鳥取県本部書記長 鳥取県地方労働委員会委員
会社 (〇八五九) 二二―三三〇八 自宅 (〇八五九) 二六―三八四三	会社 (〇八五八) 二二―六一一六 自宅 (〇八五八) 二二―三三八一	会社 (〇八五七) 二二―八一八一 自宅 (〇八五七) 二二―〇一四七	協会 (〇八五七) 二二―八四二四 自宅 (〇八五七) 二六―三二五九	会議所 (〇八五七) 二六―六六六六 自宅 (〇八五八) 八七―二九九七	会社 (〇八五八) 二六―二四一一 自宅 (〇八五八) 二二―五五二〇	会社 (〇八五九) 二二―七四五六 自宅 (〇八五九) 二九―七三三六	組合 (〇八五七) 二四―一八五一 自宅 (〇八五八) 二八―一〇七二
株式会社永瀬石油店専務取締役	株式会社河田組専務取締役	株式会社鳥取銀行常務取締役	日本放送協会鳥取放送局副局長	鳥取県国民体育大会事務局長	西谷測量株式会社取締役社長	寿製菓株式会社取締役社長	全日本自治団体労働組合鳥取県本部副 執行委員長
〃	平七・三・二七	平七・四・二七	平七・三・二七	〃	平七・四・二七	平七・六・八	〃

<p>住田 篤美 昭一三・二・一四 三</p>	<p>米子市博労町四丁目六〇―三 米子商工会議所専務理事</p>	<p>会議所 (〇八五九) 二二一五二三二 自宅 (〇八五九) 三三二七六六七</p>	<p>株式会社山陰合同銀行取締役米子営業本部副本部長</p>	<p>平七・四・二七</p>
<p>野津 一成 昭一六・一・二九</p>	<p>米子市義方町六一二五 鳥取県経営者協会常任理事 美保土建株式会社取締役社長</p>	<p>会社 (〇八五九) 三三一九二一一 自宅 (〇八五九) 三三二八三二四</p>	<p>美保土建株式会社常務取締役</p>	<p>平七・五・二五</p>
<p>児嶋 祥悟 昭一八・四・一九</p>	<p>鳥取市美萩野一丁目一三八 鳥取県経営者協会常任理事 鳥取瓦斯株式会社取締役社長 鳥取県地方労働委員会委員</p>	<p>会社 (〇八五七) 二八―八八一 自宅 (〇八五七) 五九―〇三六〇</p>	<p>鳥取瓦斯株式会社常務取締役</p>	<p>平七・三・二七</p>
<p>中川 福光 昭一七・三・一一 五</p>	<p>鳥取市浜坂六丁目一四―二 鳥取県地方労働委員会事務局長</p>	<p>事務局 (〇八五七) 二六―七五五七 自宅 (〇八五七) 二七―一六三七</p>	<p>鳥取県商工労働部次長</p>	<p>平八・四・一</p>
<p>公 告</p>				
<p>平成8年度(第1次)自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等は次のとおりである。 平成8年4月23日 鳥取県知事 西 尾 邑 次</p>				
<p>1 採用する自衛官 二等陸士、二等海士及び二等空士 2 募集期間</p> <p>3 試験期日 平成8年4月1日から同年5月31日まで 平成8年6月10日(月)</p> <p>4 試験場 米子市西三柳2603 陸上自衛隊米子駐屯地</p> <p>5 試験種目 (1) 筆記試験(国語(作文を含む)、数学及び社会) (2) 身体検査 (3) 適性検査(筆記式) (4) 口述試験</p> <p>6 受験資格 採用予定月の1日現在で満18歳以上27歳未満の日本国籍を有する男子で、学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、自衛隊</p>				

法（昭和29年法律第165号）第38条第1項に定める欠格事項に該当しないものであること。

7 採用予定月  
平成8年7月

8 問合せ先  
自衛隊鳥取地方連絡部（0875-23-2251）及び各市町村役場

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項に基づき、鳥取県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成8年4月23日

財団法人消防試験研究センター理事長 原 島 榮 一

1 試験の種類及び日時

試 験 の 種 類	日	時
甲種危険物取扱者試験	平成8年6月30日（日）	13時15分から
乙種危険物取扱者試験	々	々
丙種危険物取扱者試験	平成8年6月30日（日）	10時15分から

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂  
 鳥取市扇町21 県民ふれあい会館大研修室  
 倉吉市山根529-2 倉吉体育文化会館大研修室

米子市東町160-1 米子市総合研修センター

米子市旗ヶ崎2030 米子食品会館多目的ホール

米子市古豊千520 米子職業能力開発促進センター

3 受験願書の受付期間

平成8年4月30日（火）から同年5月10日（金）まで（郵送による場合は、5月10日（金）までの消印のあるもの限り受け付ける。）

4 受験願書の提出先

〒680 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎8階

財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送によること。）

5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、甲種危険物取扱者試験にあっては5,000円、乙種危険物取扱者試験にあっては3,400円、丙種危険物取扱者試験にあっては2,700円とし、所定の方法により納付すること。

6 その他

(1) 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県生活環境部消防防災課、各消防局、消防本部又は各地区危険物保安協会において交付する。

(2) 試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（電話 0857-26-8389）に照会すること。